

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 目 次 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

I. 令和7年度林業普及指導員資格試験の実施について（公告）〔官報〕	1
II. 受験資格について	3
III. 試験日時及び試験会場について	6
IV. 受験手続き及び提出書類記載の注意事項	9
（様式等記載例）	14
V. その他注意事項	17
VI. 参照条文	18
VII. 様式集	27

◆ 令和7年度林業普及指導員資格試験の実施スケジュール（予定） ◆

受験願書の受付	令和7年4月4日（金）～令和7年5月9日（金）
筆記試験	令和7年7月26日（土）及び7月27日（日）
口述試験の通知	令和7年9月下旬まで
口述試験	令和7年10月20日（月）～11月21日（金）
合格発表	口述試験施行後、1か月以内

【Ⅰ. 令和7年度林業普及指導員資格試験の実施について（公告）〔官報〕】

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第93条の規定に基づき、令和7年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

令和7年4月4日

農林水産大臣 江藤 拓

1 試験の方法

(1) 試験の区分 試験は、次に掲げる区分ごとに行う。

ア 林業一般

イ 地域森林総合監理

(2) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

(3) 筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

2 筆記試験の実施期日及び場所

(1) 実施期日 令和7年7月26日（土）及び27日（日）

(2) 場所 北海道、岩手県、福島県、群馬県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び熊本県

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

3 口述試験の実施期日及び場所

(1) 実施期日 令和7年10月20日（月）から11月21日（金）までの間で林野庁長官の指定する日

(2) 場所 北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

4 受験資格 森林法施行規則第91条及び第92条に定める受験資格を有する者であること。

5 受験手続

(1) 受験願書等の用紙の交付

受験願書並びに森林法施行規則第94条第1項第1号に掲げる履歴書及び同項第3号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付するほか、林野庁ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/>）に掲載する受験案内からダウンロードするものとする。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、110円切手を貼り、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載した長さ23センチメートル幅12センチメートル程度の返信用封筒を同封し、かつ、表面に「林業普及指導員資格試験受験願書等の用紙請求」と朱書した封筒を(5)の宛先に送付することとする。

(2) 受験願書及び添付書類の提出

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、(5)の宛先に提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合において、受験資格を満たしていることが確認できない等試験実施事務に支障があるときは、当該不備の補正を求める。

ア 森林法施行規則第94条第1項各号に掲げる書類

イ 森林法施行規則第91条第1項第1号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が2年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第5号）附則第2条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあっては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類

(3) 併願による受験

1 (1) イの区分の受験者は受験願書の提出に際して、併せて1 (1) アの区分の受験者としての取扱いを希望することができる。

(4) 受験願書及び添付書類の受付期間及び提出場所

ア 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用する場合には、令和7年4月4日（金）から令和7年5月9日（金）までの期間中に、農林水産省共通申請サービスの申請画面において、対応する様式の各事項を入力し、添付書類をアップロードするものとする。

イ 受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、令和7年4月4日（金）から令和7年5月9日（金）までの期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験願書及び添付書類を持参する場合には、令和7年4月4日（金）から令和7年5月9日（金）までの期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前10時から正午まで又は午後1時から午後6時までに林野庁森林整備部研究指導課に持参するものとする。

エ (2)により補正を求められた場合には、林野庁森林整備部研究指導課が指定した期限までに補正するものとする。

(5) 宛先

郵便若しくは信書便により請求し、又は提出する場合の宛先は、郵便番号100-8952 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号林野庁森林整備部研究指導課とする。

(6) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。

(7) 口述試験の通知

口述試験の実施期日等は、令和7年9月下旬に筆記試験に合格した者に通知する。

注：通知の到着時期は事情により変わることがある。

6 合格者の発表

口述試験施行後1箇月以内に公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

7 地域森林総合監理区分に合格した者の登録

林野庁長官は1 (1)イの区分に合格した者を森林総合監理士として登録する。

8 個人情報の取扱い

受験願書及び添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務及び7の登録のために使用する。

9 その他

(1) 受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。

(2) 受験資格、受験手続等の詳細については、林野庁ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/>）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、林野庁森林整備部研究指導課（03（3502）5721）に問い合わせることとする。

【Ⅱ. 受験資格について】～まず始めに、受験資格の有無をご確認ください。～

- 1 林業普及指導員資格試験は、森林法施行規則第91条の受験資格を満たしていないと受験することができません。受験資格は、次の（１）に掲げるイ～ハのいずれかの職務に、（２）に掲げる年数以上の期間従事していることとなっています。

なお、（２）に掲げる年数は（１）のイ～ハの職務に従事した期間の合計です。

（１） 職務

- イ 国、地方公共団体又は法人の試験研究機関における林業に関する試験研究
- ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又はこれと同等以上の教育機関における林業に関する教育
- ハ 国、地方公共団体又は法人における林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理（計画的な森林の整備及び保全を目的として、林業に関する技術についての知見を活用してその企画及び立案並びに実施又は実施の指導を行うことをいう。）

（２） 学歴等ごとの年数

ご自身の学歴等に該当する欄を参照してください。

学歴等	修了等後の年数	
	林業一般区分	地域森林総合監理区分
・ 大学院を修了した者（機構 ^{注1} から修士の学位を授与された者を含む）	2年	（１）ハの従事年数が5年
・ 大学又は指定教育機関（別表1）を卒業した者（機構から学士の学位を授与された者を含む）	4年	7年 （うち（１）ハの従事年数が5年）
・ 短期大学又は指定教育機関（別表2）を卒業した者（専門職大学 ^{注2} の前期課程を修了した者を含む）	6年	9年 （うち（１）ハの従事年数が5年）
・ 高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は高等学校卒業程度認定審査に合格した者（専修学校 ^{注3} を卒業した者を含む）	10年	11年 （うち（１）ハの従事年数が5年）

注1）機構とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構をいう。

注2）専門職大学とは、学校教育法第83条の2に定めるものをいう。

注3）ここでの専修学校とは、別表1及び2の農林水産大臣が指定する教育機関に含まれるものを除く学校教育法第124条に定めるものをいう。

別表1 森林法施行規則第91条第1項第2号の農林水産大臣が指定する教育機関（短期大学卒業程度を入学資格とするもの）

教育機関名	学科・課程等
群馬県立農林大学校	農林部旧森林学科研究科に限る。
岐阜県立森林文化アカデミー	森と木のクリエイター科に限る。
静岡県立農林大学校	研究部旧総合技術（林業）専攻及び旧専門技術（林業）専門に限る。

別表2 森林法施行規則第91条第1項第3号の農林水産大臣が指定する教育機関(高等学校卒業程度を入学資格とするもの)

教育機関名	学科・課程等
北海道立北の森づくり専門学院	
秋田県林業研究研修センター	秋田県林業トップランナー養成研修に限る。
東北農林専門職大学附属農林大学校 (旧山形県立農林大学校(養成部林業経営学科に限る。))を含む)	養成部林業経営学科に限る。
群馬県立農林大学校	農林部農林業ビジネス学科森林コース(旧森林・環境コース及び旧森林学科(研究科を除く。))を含む。)に限る。
専門学校山梨県立農林大学校	専門課程養成科森林学科に限る。
長野県林業大学校	
岐阜県立森林文化アカデミー (旧岐阜県林業短期大学校を含む)	森と木のエンジニア科に限る。
静岡県立農林大学校	養成部林業学科に限る。
京都府立農業大学校	旧林業専攻課程に限る。
京都府立林業大学校	森林林業科に限る。
兵庫県立森林大学校	専攻科に限る。
奈良県フォレスターアカデミー	フォレスター学科に限る。
島根県立農林大学校(旧島根県立農業大学校(森林管理課及び森林総合課程に限る。))を含む)	林業科に限る。
香川県立農業大学校	担い手養成科林業・造園緑化コースに限る。

2 1 (2) の「年数」について

(1) 試験研究機関における林業に関する試験研究に従事したと認められる職務の例

- ・林業試験場において、森林・林業に関する「〇〇〇」の研究を行った。
- ・民間の試験研究機関において、森林・林業に関する「〇〇〇」の研究を行った。

認められない職務の例

- ・林業試験場において、事務員として従事した(森林・林業に関する研究に従事していない)。
- ・民間の試験研究機関で事務員として従事した(森林・林業に関する研究に従事していない)。

(2) 教育機関における林業に関する教育に従事したと認められる職務の例

- ・林業高校で、主に造林を教えた。

認められない職務の例

- ・林業高校で、主に国語を教えた(林業に関する教育に従事していない)。

(3) 国、地方公共団体又は法人における林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理(計画的な森林の整備及び保全を目的として、林業に関する技術についての知見を活用してその企画及び立案並びに実施または実施の指導を行うことをいう)に関する職務

職務の従事に該当すると認められる例

- ・造林担当として、森林所有者等への補助事業の指導などに従事した。
- ・治山・林道事業の担当者として、現場監督などで業者への指導を行った。
- ・森林経営計画を作成するとともに、同計画に基づく事業の発注、監督を行った。
- ・造林作業の現場代理人として作業員に指導を行った。

職務の従事に該当しない例

- ・造林担当だが、業務が資料整理、統計処理、会計書類の作成が主で、出先機関、市町村などへの指導は行っていない。
- ・森林所有者等への指導や現場監督の業務を主とする課に所属しているが経理担当の

ため、業者等へ指導は行っていない。

- ・造林作業の現場で現場代理人の指示に従って作業した（指導は行っていない）。
- ・農業被害対策の指導、監督を行った（林業に関する技術を要していない）

※ 従事した職務が受験資格上の職務に該当するかどうか判断が難しい場合は、林野庁森林整備部研究指導課普及教育班管理研修係にお問い合わせください。

3 農林水産大臣による受験資格の認定について

次の者については、森林法施行規則第92条の規定により、Ⅳの受験手続を行う前に、早急に下記の様式を参考にして「林業普及指導員資格試験資格認定申請書」を作成し、添付書類を添えて林野庁森林整備部研究指導課普及教育班管理研修係宛に提出してください。

ア 外国の教育機関を卒業し、又は修了した者

イ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、林業に関する技術についての試験研究、教育、普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した者

資格認定申請書の内容について審査し、相当と認めるときは、受験資格認定書を交付しますので、受験の申込時に願書に写しを添付してください。

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による申請が可能で、申請書の様式はフォームへの入力により代えることができます（通年）。

○資格認定申請書の様式

林業普及指導員資格試験資格認定申請書	
年 月 日	
農 林 水 産 大 臣 殿	
	氏 名 現 住 所 本籍都道府県
森林法施行規則第92条の規定に基づき、受験資格の認定を申請します。	
記	
1 添付書類 (※各一通正式なものを添付。)	

注) 添付書類

アの者：履歴書、卒業証明書

イの者：履歴書

(履歴書はⅣ－1－(1)⑤に同じです)

4 林業改良指導員資格試験の合格者の受験資格について

林業改良指導員資格試験の合格者であって、かつ、受験に必要な職務従事年数が次の年数以上に達している者については、1の学歴ごとの職務従事年数に満たなくとも受験資格を有しています。

資格	区分ごとの職務従事年数	
	林業一般	地域森林総合監理
林業改良指導員資格試験 合格者	2年	1（1）ハの従事年数が5年

【Ⅲ．試験日時及び試験会場について】～日時と会場をご確認下さい。～

1 試験スケジュール

(林業一般区分)

試験日	試験会場	時 間 割			
<筆記試験> 7月26日 (土)	北海道 岩手県 福島県 群馬県 東京都 愛知県 大阪府 岡山県 福岡県 熊本県	10:00～10:30	注意事項説明		
		10:30～11:30 (60分)	① 一般基礎	択一式	林業一般及び普及方法
		11:30～12:45	休 憩		
		12:45～13:00	注意事項説明		
		13:00～14:00 (60分)	② 専門	択一式	「森林経営」「施業技術」 「林産」の3分野から1 分野を選択して解答
		14:00～14:20	休 憩		
		14:20～14:30	注意事項説明		
		14:30～15:50 (80分)	③ 専門	小論文式	「森林経営」「施業技術」 「林産」の3分野から1 分野を選択して解答
④ <口述試験> 10月20日 ～11月21日	東京都	日時・会場等の詳細については、9月下旬までに筆記試験合格者に別途通知します。			

注) (1) 試験会場の詳細については、受験票の送付時に併せて通知します。

(2) 会場の都合により、試験地の希望に添えない可能性があります。

(3) 実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがあります。

(地域森林総合監理区分)

試験日	試験会場	時 間 割			
<筆記試験> 7月26日 (土) (林業一般 区分と共通)	北海道 岩手県 福島県 群馬県 東京都 愛知県 大阪府 岡山県 福岡県 熊本県	10:00～10:30	注意事項説明		
		10:30～11:30 (60分)	⑤ 一般基礎	択一式	林業一般及び普及方法
		11:30～12:45	休 憩		
		12:45～13:00	注意事項説明		
		13:00～14:00 (60分)	⑥ 専門	択一式	「森林経営」「施業技術」 「林産」の3分野から1 分野を選択して解答
		14:00～14:20	休 憩		
		14:20～14:30	注意事項説明		
		14:30～15:50 (80分)	⑦ 専門	小論文式	「森林経営」「施業技術」 「林産」の3分野から1 分野を選択して解答
⑧ <口述試験> 10月20日 ～11月21日	東京都	日時・会場等の詳細については、9月下旬までに筆記試験合格者に別途通知します。 ※林業一般区分と共通			
<筆記試験> 7月27日 (日)	北海道 岩手県 福島県 群馬県 東京都 愛知県 大阪府 岡山県 福岡県 熊本県	10:00～10:30	注意事項説明		
		10:30～11:00 (30分)	⑨ 総合専門 (適性)	択一式	森林の総合的で基本的な 知識
		11:00～12:15	休 憩		
		12:15～12:30	注意事項説明		
		12:30～13:50 (80分)	⑩ 総合専門 (課題解決)	択一式	森林の総合的知識及び森 林づくり等の構想を提示 できる能力
		13:50～14:10	休 憩		
		14:10～14:20	注意事項説明		
		14:20～15:50 (90分)	⑪ 総合専門 (課題解決)	記述式	森林の総合的知識及び森 林づくり等の構想を提示 できる能力
⑫ <口述試験> 10月20日 ～11月21日	北海道 岩手県 東京都 愛知県 岡山県 福岡県 熊本県	日時・会場等の詳細については、9月下旬までに筆記試験合格者に別途通知します。 ※「⑧<口述試験>」を受験する方は、試験会場が東京都のため、「⑫<口述試験>」の試験会場も東京都となります。 「⑧<口述試験>」が免除の方は、東京都を含む左欄の7都道県の試験会場から希望できます。			

- 注) (1) 試験会場の詳細については、受験票の送付と併せて通知します。
 (2) 会場の都合により、試験会場の希望に添えない可能性があります。
 (3) 実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがあります。

2 試験の一部免除について

試験の一部免除対象者は以下のとおりです。詳細は 21 頁から 26 頁の林業普及指導員資格試験実施要領をご覧ください。

免除される試験科目の番号は「1 試験スケジュール」の丸数字に該当します。

免除対象者	免除される試験
林業改良指導員資格試験合格者	試験科目①及び⑤
前年度試験の林業一般区分筆記試験合格者	試験科目①、②及び③
前年度試験の地域森林総合監理区分筆記試験の合格者	試験科目⑤、⑥、⑦、⑨、⑩及び⑪
林業普及指導員資格試験合格者 (林業専門技術員資格試験合格者を含む)	試験科目⑤、⑥、⑦及び⑧
技術士（森林部門）の登録を受けている者	試験科目⑤、⑥、⑦及び⑧
林業技士の登録を受けている者	試験科目⑤、⑥、⑦及び⑧
国有林野事業の森林の整備・保全に係る業務に総括森林整備官等の指導的な立場に従事した職歴を有していること、かつ、林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間が 15 年以上あることを所属の長（退職者にあつては、退職時の所属の長）が推薦し林野庁長官の認定を受けた者	試験科目⑤、⑥、⑦及び⑧
技術士補（森林部門）の登録を受けた者	試験科目⑤

3 口述試験について

試験日 10 月 20 日（月）～11 月 21 日（金）の間で林野庁長官が指定する日

試験会場 林業一般区分（④）：東京都

地域森林総合監理区分（⑧⑫）

口述試験⑧と⑫について、

- ・⑧を受験する方は⑫と合わせて東京都（会場の選択不可）
- ・⑧が免除、⑫のみ受験する方は北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県、熊本県から希望する会場を選択

注）（1） 会場の都合等によっては、試験地の希望に添えない可能性があります。

（2） 実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがあります。

（3） 丸数字④⑧⑫は「1 試験スケジュール」の丸数字を指します。

【Ⅳ. 受験手続き及び提出書類記載の注意事項】

受験資格を有することが確認できましたら、以下の注意事項をよく読んで提出書類等を作成してください。

1 提出書類

(1) 全員が提出する必要のあるもの

- ① 令和7年度林業普及指導員資格試験提出書類一覧（eMAFFにより申請の場合は不要）
- ② 受験願書
- ③ 受験資格証明書
- ④ 卒業証明書又は学位授与証明書等
- ⑤ 履歴書

(2) 下表の左欄に該当し書類を提出する必要がある者又は、左欄に対応した試験の一部免除等を受けようとする者は、上記（1）の提出書類に加え右欄の書類を提出してください。

区 分	必要書類
Ⅱの3の受験資格の認定を受けた者	⑥受験資格認定書
受験願書の氏名と卒業証明書等の氏名が異なる者	⑦改姓又は改名したことを証明する戸籍抄本等
森林・林業に関する論文、著書その他の業績を有する者	⑧履歴書その2
林業改良指導員資格試験の合格者	⑨林業改良指導員資格試験に合格したことを証明するもの (林業改良指導員資格試験の合格証書の写し等)
前年度試験の林業一般区分又は地域森林総合監理区分筆記試験合格者	⑩前年度の筆記試験に合格したことを証明するもの (筆記試験の合格通知の写し)
林業普及指導員資格試験合格者（林業専門技術員資格試験合格者を含む）	⑪林業普及指導員資格試験に合格したことを証明するもの (林業普及指導員資格試験の合格証書の写し等)
技術士の登録を受けている者	⑫技術士に登録していることを証明するもの (技術士登録証の写し等)
林業技士の登録を受けている者	⑬林業技士に登録していることを証明するもの（林業技士登録証の写し等）
技術士補の登録を受けている者	⑭技術士補に登録していることを証明するもの（技術士補登録証の写し等）
国有林野事業の森林の整備・保全に係る業務に総括森林整備官等の指導的な立場で従事した職歴を有し、かつ、林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間が15年以上あることを所属の長（退職者にあつては退職時の所属の長）が推薦し林野庁長官の認定を受けた者	⑮任命権者の認定を受けたことを証明するもの

2 受験願書等の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和7年5月9日（金）（当日の消印・通信日付印有効）

提出された受験願書等の記載事項について補正を求めた場合は、林野庁研究指導課が指定した期限までに補正してください。

(2) 提出方法

ア 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用する場合

農林水産省共通申請サービスの申請画面において、対応する様式の各事項を入力し、添付書類をアップロードしてください。

イ 郵便又は信書便により提出する場合

封筒の表面に「林業普及指導員受験願書在中」と朱書きし、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に送付してください。

ウ 持参する場合

林野庁森林整備部研究指導課に持参してください。

3 記載注意事項

(1) 令和7年度林業普及指導員資格試験提出書類一覧

① 「受験番号」欄は記載しないでください。

② 「受験区分」欄は、「林業一般」、「地域森林総合監理」、「林業一般と地域森林総合監理を併せて受験（※）」のいずれかにチェック（☒）してください。

※ 「林業一般と地域森林総合監理を併せて受験」にチェックした場合のみ、両区分の受験者として取扱います。

③ 「筆記試験会場希望地」欄については、筆記の試験会場の希望地を次の10会場から1会場を選択し、会場地を○してください。原則として、試験会場の変更は認めません。

〈筆記試験会場〉

- ・北海道会場
- ・岩手県会場
- ・福島県会場
- ・群馬県会場
- ・東京都会場
- ・愛知県会場
- ・大阪府会場
- ・岡山県会場
- ・福岡県会場
- ・熊本県会場

※会場の都合等により、試験地の希望に添えない場合があります。

④ 「地域森林総合監理区分口述試験会場希望地」欄については、地域森林総合監理区分を受験される方で、口述試験⑧（7頁参照）を免除される方のみ、次の7会場から1会場を選択し、会場値を○してください。

原則として、試験会場の変更は認めません。

※「林業一般と地域森林総合監理を併せて受験」の方の口述試験は東京都会場のみとなります。

〈試験会場〉

- ・北海道会場
- ・岩手県会場
- ・東京都会場
- ・愛知県会場
- ・岡山県会場
- ・福岡県会場
- ・熊本県会場

- ⑤ 「学歴等区分」欄には、Ⅱの１の（２）の「学歴等」を参照して○印をつけてください。

大学院を修了した者（機構から修士の学位を授与された者を含む）は「大学院等」、大学（大学院及び短期大学を除く）又は農林水産大臣が指定する教育機関を卒業した者（機構から学資の学位を授与された者を含む）は「大学等」、短期大学（専門職大学の前期課程を含む）又は農林水産大臣が指定する教育機関を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）は「短期大学等」、高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者は「高等学校等」と記載してください。

- ⑥ 「試験の一部免除等の確認」欄については、一部免除を希望するために提示する全てに○印をつけてください。また、試験の一部免除科目の確認に必要な資料（合格証書の写し等）を添付してください。

- ⑦ 添付書類一覧表は、添付する書類について、添付する書類のチェック欄にチェック（☒）してください。「書類提出が必要な者」欄を参考に書類の添付漏れがないよう、よく確認してください。※必要な添付書類がない場合は、試験の免除が受けられない場合や受験資格が認められない場合があります。

（２） 受験願書

- ① 「林業普及指導員資格試験（区分： ）」欄には、今回受験する「林業一般」、「地域森林総合監理」、「林業一般と地域森林総合監理を併せて受験（「併願」のみの記載でも可）」のいずれかを記入してください。

- ② 「連絡先」に記載された自宅及び勤務先等の電話番号については、受験願書や添付書類の不備の補正を求める場合や災害で試験日が変更になる等の緊急の事態が発生した場合に、事務局から受験者本人にその旨を連絡する場合に用います。このため、確実に本人に連絡がとれる電話番号を記入してください。また、勤務先等の電話番号については、内線番号まで記入してください。

- ③ 所定の箇所に写真（サイズは縦 45mm×横 35mm。最近 6 か月以内に無帽で正面から撮影した顔中心の人物配置の写真）を貼付してください。（デジカメ写真等の画像貼付でも可としますが、縦横比を変更しないようにしてください。）

なお、写真はしっかりとりのり付けし、万が一はがれたときに誰のものかわかるよう、裏面にボールペンで氏名を記入しておいてください。

- ④ 申込み月日は、官報公告の日（４月４日）から締め切り日（５月９日）及びその間となります。官報公告の日以前又は締め切り日以降の日付とならないよう注意してください。

- ⑤ 押印は不要です。

（３） 受験資格証明書

- ① 職務に従事した期間は、Ⅱの１の（２）の「学歴等」にある「大学院」等を修了等した日からⅡの１の（１）に該当する職務に従事した期間を算定して記載願います。１月に満たない日数については切り捨てとします。

筆記試験の実施期日までに受験資格を満たすものの、受験願書提出時点では満たさない者は、受験資格証明書の作成日時点のもので提出し、追加資料等は林野庁森林整備部研究指導課の指示に従って提出してください。

- ② 林業改良指導員資格試験の合格者で、合格後の職務に従事した期間が2年を超える者については、合格後の従事した職務を記載してください。
- ③ 期間の算定に間違いが無いよう、十分にチェックしてください。（特に証明書の期間に「～現在」とした場合は、証明書の日付までの期間に従事期間として算定します。）
- ④ 所属長の証明は、都道府県本庁勤務の者は森林・林業に関する主管課長、出先機関勤務の者はその機関の長、森林管理局又は森林管理(支)署勤務の者は局長又は(支)署長、森林組合等に勤務する者はその団体の長の証明を受けてください。なお、所属長の押印は不要です。

(4) 卒業証明書又は学位授与証明書等

受験資格証明書に最終学歴を証明する書類（卒業証明書等）を添付してください。

(5) 履歴書、履歴書その2

「履歴書」、「履歴書その2」については、特に所属長の証明（押印等）は必要ありませんが、口述試験時の参考資料として面接官に手渡すものであるため、内容に誤りが無いよう省略せずに記載してください。また、願書と同様に、所定の箇所に写真（サイズは縦45mm×横35mm。最近6か月以内に無帽で正面から撮影した顔中心の人物配置の写真）を貼付してください（デジカメ写真等の画像貼付でも可としますが、縦横比を変更しないようにしてください）。

写真はしっかりとのり付けしてください。万が一はがれたときに誰のものかわかるよう、裏面にボールペンで氏名を記入しておいてください。

「履歴書その2」は、提出が必須ではなく、論文、雑誌投稿、発表、その他の業績がある者については提出してください。

(6) 受験資格認定書

Ⅱ-2の農林水産大臣による受験資格の認定を受けた方については、認定書を添付してください。農林水産省共通申請サービス（eMAFF）により申請、承認を受けた方は不要です。

(7) 林業改良指導員資格試験に合格したことを証明するもの

林業改良指導員資格試験に合格した者については、林業改良指導員資格試験合格証の写しを添付してください。

合格証を紛失した者については、林業改良指導員資格試験を受験した（合格証が交付された）都道府県に問い合わせ、合格証の再発行を受けてください。

なお、合格証の再発行が困難な場合は、林業改良指導員資格試験に合格したことを証明する書類の交付を受け、これを添付してください。（合格証の再発行その他の対応については都道府県ごとに異なります。）

(8) 林業普及指導員資格試験（林業専門技術員資格試験を含む）に合格したことを証明するもの

林業普及指導員資格試験に合格した者については、林業普及指導員資格試験合格証の写しを添付してください。

合格証を紛失した者については、林野庁研究指導課管理研修係に問い合わせ、合格証書の再交付の手続きを行ってください。この場合、再交付まで時間がかかりますので受験願書を期限内に提出できるよう早めに手続きしてください。

(9) 改姓又は改名したことを証明する戸籍抄本など

受験願書の氏名と卒業証明書や合格証等の氏名が異なる場合は、改姓又は改名したことを証明する戸籍抄本等の証明書類を1通添付してください。

(10) 提出書類の綴じ方

(郵送又は持参する場合)

表紙の提出書類一覧表から順に上記の書類を並べ、左端をクリップ止めしてください。

(農林水産省共通申請サービス (eMAFF) により申請する場合)

表紙の提出書類一覧表から順に上記の書類を並べ、1つのPDFファイルにまとめてください。

個人の場合、提出書類一覧表は申請入力により代えることができるため、不要です。

記載例

受験番号

記載しない

令和7年度林業普及指導員資格試験提出書類一覧

氏 名	〇〇 〇〇	
受 験 区 分 (希望する区分にチェック☑してください。)	☐ 林業一般 ☒ 地域森林総合監理 ☐ 林業一般と地域森林総合監理を併せて受験	
筆記試験会場希望地 (いずれかに○してください)	北海道・ <u>岩手県</u> ・福島県・群馬県・東京都・愛知県 大阪府・岡山県・福岡県・熊本県	
地域森林総合監理区分口述試験会場希望地 (いずれかに○してください)	北海道・ <u>岩手県</u> ・東京都・愛知県・岡山県・福岡県 熊本県	
学 歴 等 区 分 (いずれかに○してください)	大学院等・ <u>大学等</u> ・短期大学等・高等学校等	
(該当するものに○してください)	林業改良指導員資格試験合格者	
	前年度試験の林業一般区分筆記試験合格者	
	前年度試験の地域森林総合監理区分筆記試験の合格者	
	林業普及指導員資格試験合格者 (林業専門技術員資格試験合格者を含む)	○
	技術士(森林部門)の登録を受けている者	
	林業技士の登録を受けている者	
	国有林野事業の森林の整備・保全に係る業務に総括森林整備官等の指導的な立場で従事した職歴を有していること、かつ、林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間が15年以上あることを所属の長(退職者にあつては、退職時の所属の長)が推薦し林野庁長官の認定を受けた者	
技術士補(森林部門)の登録を受けた者		

提出書類一覧表

チェック	提出書類名	書類提出が必要な者	必要部数
☒	表紙(本票)	必須(全員)	1部
☒	受験願書	必須(全員)	1部
☒	受験資格証明書	必須(全員)	1部
☒	卒業(修了)証明書	必須(全員)	1部
※	☐ 受験資格認定書	外国での学歴、職歴のある者で、受験資格の認定を受けた者	1部
※	☐ 改姓又は改名したことを証明する戸籍抄本など	受験願書の氏名と卒業証明書等の氏名が異なる者	1部
※	☒ 試験の一部免除等を受ける要件を証明出来る書類 (林業改良指導員資格試験の合格証書や技術士の登録証の写しなど)	試験の一部免除等を受けようとする者	1部
	☒ 履歴書	必須(全員)	1部
※	☐ 履歴書その2	森林・林業に関する論文、著書その他の業績を有する者	1部

※の書類は該当者のみ添付すること

(記載例)			
受 験 願 書			
農林水産大臣 殿			
区分は、「林業一般」、「地域森林総合監理」を併願する場合は両方記載してください。			
林業普及指導員資格試験（区分：○○○）を受けたいので、関係書類を添えて出願します。			
令和○年 ○月 ○日			
氏 名 ○○			
※受験番号	氏名欄、ふりがな欄ともに、		
ふりがな	○○○○ ○○○	名字と名前の間は、全角で1文字空ける。	
氏 名	○○ ○○		
本籍都道府県	□□県	生年月日は西暦で記載願います（昭和、平成等の表記は×）	
生 年 月 日	19○○年 ○月 ○日		
連絡先	自宅	住所	〒○○○-○○○○ □□県××市△△町○丁目○○-○ メゾン△△△△ ○○○号室
		電話番号	(○○○○) ○○-○○○○
	勤務先等の 連絡先	名称	□□県○○部△△課××係
		電話番号	(○○○○) ○○-○○○○ (内線○○○○)

写真の裏面には氏名を記載し、しっかりのり付けすること。
 デジカメ写真の場合は縦横比を変えないこと。

写真
 (縦45mm×横35mm)

受験票を発送しますので、郵便番号、地番、建物名等を確実に記載

電話番号は、受験願書等で補正を求める場合や試験に関する緊急連絡時に使用するため、確実に連絡が取れる番号を記載
 連絡は自宅、勤務先等のいずれかへ行います。

注意事項

- ※は、空欄とすること。
- 6箇月以内に無帽で正面から撮影した顔中心の人物配置の写真を貼付すること。

(記載例)

※受験番号

記載しない

受 験 資 格 証 明 書

氏 名 ○○ ○○

- 1 国、地方公共団体その他法人の試験研究機関における林業に関する試験研究に従事した期間及び勤務先（森林法施行規則第91条第1項第1号イ関係）

時 期	期 間	勤務先
2012 年○月～2017 年○月	○年○か月	○○県○○試験場××研究室
計 (①)	○年○か月	

- 2 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又はこれと同等以上の教育機関における林業に関する教育に従事した期間及び勤務先（森林法施行規則第91条第1項第1号ロ関係）

時 期	期 間	勤務先
年 月～ 年 月	年 か月	(該当無し) 誤って高等学校の在学期間を記載しない
計 (②)	年 0 か月	

- 3 国、地方公共団体その他法人における林業に関する技術の普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間及び勤務先（森林法施行規則第91条第1項第1号ハ関係）

時 期	期 間	勤務先
2010 年○月～2012 年○月 2017 年○月～2020 年○月	○年○か月 ○年○か月	○○県××事務所 〃 ○×農林センター
計 (③)	○年○か月	

上記のとおり相違ないことを証明します。

2025 年 4 月 4 日

時期を「～現在」とした場合は、証明書の日付までの期間で算定します。

所属長職名

×△事務所長

氏 名

○○ ○○

(押印不要)

注意事項

※受験番号は、空欄とすること。

【V. その他注意事項】

1 受験票の交付等

- (1) 出願者のうち受験資格のある者には、令和7年6月末(予定)に受験票を交付します。
受験票の交付方法は受験願書及び添付書類を郵便、信書便または持参により提出した場合は受験願書に記載の自宅住所へ郵便または信書便により送付します。eMAFFで受験願書及び添付書類を提出した場合は、eMAFFを使用して受験票を交付します。
なお、受験票が到着しない場合は、林野庁森林整備部研究指導課普及教育班管理研修係に問い合わせてください。
- (2) 受験票を受け取ったら、必ず受験票の受験区分（併願申請したにも関わらず「併願」ではなく「地域森林総合監理区分」と記載されているなど）や氏名等に誤りがないか確認し、誤りがある場合は、林野庁森林整備部研究指導課普及教育班管理研修係まで連絡してください。（受験願書に記載されている氏名（漢字、字体）を受験票、合格証の氏名に用いますので、「旧字体が新字体になっている」等の違いについても連絡してください。）
また、受験票の交付時に、筆記試験会場等の案内を送付します。
- (3) 受験票に記載された試験会場以外では受験できません。

2 筆記試験について

- (1) 公共交通機関の遅延などやむを得ない事情による遅刻で、そのことを証明できる場合に限り、入室を認める場合がありますので、その際は試験監督官等の指示に従ってください。
- (2) 中途退場を希望される場合は、試験監督官の指示に従ってください。
- (3) 次のような場合は採点されません。
 - ① 解答が不明瞭な場合
 - ② 不正行為（カンニング等）があった場合
- (4) 試験中は携帯電話等の通信機器の使用はできません。試験会場におけるこれら機器の取扱いについては、試験監督官等の指示に従ってください。

3 その他

- (1) 試験会場には受験者用駐車場を用意していませんので、公共交通機関をご利用ください。
- (2) 試験会場周辺には、昼食をとれる場所が無い場合もありますので、必要な場合は事前に各自で準備してください。
- (3) 提出書類については、提出期限を超えた場合や受験資格がないと判断された場合は受理できませんので十分に注意してください。
- (4) その他試験に関する問い合わせは、下記連絡先までご連絡ください。

[連絡先]

林野庁森林整備部研究指導課普及教育班管理研修係

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03(3502)5721（直通）

E-mail forester@maff.go.jp

問い合わせ時間は、10:00~12:00、13:00~18:00（土・日曜日及び祝日を除く）です。

【Ⅵ. 参照条文】

○森林法施行規則（抄）（昭和 26 年農林省令第 54 号）

（試験の区分及び回数）

第八十九条 法第百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、次に掲げる区分ごとに、毎年一回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことがある。

- 一 林業一般
- 二 地域森林総合監理

（試験方法）

第九十条 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

2 試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

（受験資格）

第九十一条 第八十九条第一号の区分の試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 大学院を修了した者（機構から修士の学位を授与された者を含む。）で、その後当該試験の実施期日までに、次のイからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体又は法人の試験研究機関における林業に関する試験研究

ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第四号において同じ。）又はこれと同等以上の教育機関における林業に関する教育

ハ 国、地方公共団体又は法人における林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理（計画的な森林の整備及び保全を目的として、林業に関する技術についての知見を活用してその企画及び立案並びに実施又は実施の指導を行うことをいう。次条第二項及び第三項において同じ。）

二 大学（大学院及び短期大学を除く。）又は農林水産大臣が指定する教育機関を卒業した者（機構から学士の学位を授与された者を含む。）で、その後当該試験の実施期日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が四年以上に達するもの

三 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は農林水産大臣が指定する教育機関を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）で、その後卒業後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が六年以上に達するもの

四 高等学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が十年以上に達するもの

2 前項に規定する「大学院」、「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」、「短期大学」又は「専門職大学」とは、それぞれ学校教育法による大学院、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学又は専門職大学をいい、「機構」とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）による大学評価・学位授与機構を含む。）をいう。

3 第一項の規定は、第八十九条第二号の区分の試験について準用する。この場合において、同項第一号中「次のイからハまでのいずれか」とあるのは「ハ」と、「二年」とあるのは「五年」と、同項第二号中「四年」とあるのは「七年以上に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年」と、同項第三号中「六年」とあるのは「九年以上に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年」と、同項第四号中「十年」とあるのは「十一年以上に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した

期間が五年」と読み替えるものとする。

第九十二条 外国の教育機関を卒業し、又は修了した者は、前条の規定の適用については、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認めた日本国の教育機関を卒業し、又は修了した者とみなす。

- 2 外国の行政機関、教育機関又は団体において、林業に関する技術についての試験研究、教育、普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した者は、前条の規定の適用については、農林水産大臣がこれに相当すると認めた日本国の行政機関、教育機関又は法人において、当該外国の行政機関、教育機関又は団体における在職期間と同一期間、これらの職務に従事した者とみなす。
- 3 前二項の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、第一項に規定する者にあつては当該外国の教育機関を卒業し、又は修了したことを証する書類、前項に規定する者にあつては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において、林業に関する技術についての試験研究、教育、普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の書類を審査し、相当と認めるときは、認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨を通知する。

（試験実施の公告）

第九十三条 農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間その他試験の実施上重要な事項を、試験期日の六十日前までに公告するものとする。

（受験願書等）

第九十四条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

一 履歴書

二 第九十一条第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する学歴又は資格を有することを証する書類

三 第九十一条第一項第一号イからハまでに掲げる職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証明する書類

四 第九十二条第一項又は第二項の規定による農林水産大臣の認定を受けた者にあつては、同条第四項の規定により交付された認定書

- 2 農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

（合格の公表及び合格証書）

第九十五条 農林水産大臣は、試験施行後一箇月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

- 2 合格証書を失い、又は毀損した者は、再交付申請書を提出して、その再交付を受けることができる。

（不正行為に対する処分）

第九十六条 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

（受験手数料）

第九十七条 受験手数料は、徴収しない。

附 則（平成一七年一月二六日農林水産省令第五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前に森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第百八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者は、森林法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年農林水産省令第三十二号）によ

る改正後の森林法施行規則（以下この条において「平成二十五年改正令」という。）第九十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法第百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験（以下この条において「試験」という。）の実施期日までに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、試験を受けることができる。

一 平成二十五年改正令第八十九条第一号の区分の試験を受けようとする場合 平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上であること。

二 平成二十五年改正令第八十九条第二号の区分の試験を受けようとする場合 平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年以上であること。

第三条 施行日前に改正前の森林法施行規則第三十八条第一項の規定に基づき交付された合格証書を滅失し、又はき損した者に係る合格証書の再交付については、なお従前の例による。

第四条 施行日前に行われた旧法第百八十七条第四項の林業専門技術員資格試験に関して不正行為があった場合の当該不正行為に対する処分については、なお従前の例による。

○林業普及指導員資格試験実施要領

(昭和 32 年 10 月 31 日付け 32 林野第 14708 号林野庁長官通知)

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 3 項の林業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）の実施については、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）第 89 条から第 98 条までの規定によるほか、この要領の定めるところによる。

1 試験の実施機関

農林水産大臣は、試験を試験審査委員会に実施させる。

2 試験審査委員会

- (1) 試験審査委員会は、農林水産大臣が規則第 98 条第 1 項の規定により委嘱した試験審査委員をもって組織する。
- (2) 試験審査委員会の会長は、委員の互選によって定める。会長は、試験審査委員会の会務を総括する。
- (3) 試験審査委員会の庶務は、林野庁森林整備部研究指導課において処理する。

3 試験審査委員会の任務等

- (1) 試験審査委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - (ア) 筆記試験及び口述試験の実施に関すること。
 - (イ) 筆記試験の試験問題の作成に関すること。
 - (ウ) 評点の基準を定めること。
 - (エ) 筆記試験及び口述試験の採点に関すること。
 - (オ) 試験成績を判定し、その結果を農林水産大臣に答申すること。
- (2) 試験審査委員会は、必要があるときは、農林水産省職員又は学識経験を有する者のうちから、筆記試験又は口述試験の試験官を委嘱して(1)の(ア)及び(エ)に掲げる事項の実施を補佐させることができる。

農林水産大臣は、試験審査委員会の答申に基づいて合格者を決定し、その氏名を公表するとともに合格者に通知する。

4 試験方法

規則第 90 条の規定による試験の審査内容については、規則第 89 条に掲げる区分ごとに行うものとする。

なお、同条第 2 号に掲げる地域森林総合監理区分の受験者は、併せて同条第 1 号に掲げる林業一般区分の受験者としての取扱いを希望することができる。

(1) 林業一般区分

- (ア) 筆記試験については、次のとおり実施する。
 - a 別表 1 の審査項目①に掲げる森林・林業に関する基礎的な技術知識及び普及指導に関する知識の有無を審査する択一式内容のもの。
 - b 別表 1 の審査項目②に掲げる森林・林業に関する専門的な技術・知識の有無を審査する択一式内容のもの。
 - c 別表 1 の審査項目③に掲げる森林・林業に関する専門的な技術・知識及び

課題解決能力の有無を審査する小論文式内容のもの。

- d 別表 1 の審査項目②及び③における審査項目の分野については、別表 2 のとおりとする。

(イ) 口述試験は、筆記試験に合格した者（併せて林業一般区分の受験者としての取扱いを希望した地域森林総合監理区分の受験者であって、当該区分の筆記試験のうち別表 1 の審査項目⑤から⑦までに掲げるものにそれぞれ合格したものを含む。）について、専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等に関する面接を行い、林業普及指導員として必要な能力を有するか否かの審査を行う。

(2) 地域森林総合監理区分

(ア) 筆記試験については、次のとおり実施する。

- a 別表 1 の審査項目⑤に掲げる森林・林業に関する基礎的な技術知識及び普及指導に関する知識の有無を審査する択一式内容のもの。
- b 別表 1 の審査項目⑥に掲げる森林・林業に関する専門的な技術・知識の有無を審査する択一式内容のもの。
- c 別表 1 の審査項目⑦に掲げる森林・林業に関する専門的な技術・知識及び課題解決能力の有無を審査する小論文式内容のもの。
- d 別表 1 の審査項目⑨に掲げる森林経営等の個別分野を横断した総合的で基本的な知識の有無を審査する択一式内容のもの。
- e 別表 1 の審査項目⑩に掲げる森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解決能力の有無を審査する択一式内容のもの。
- f 別表 1 の審査項目⑪に掲げる森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解決能力の有無を審査する記述式内容のもの。
- g 別表 1 の審査項目⑥及び⑦における審査項目の分野については、別表 2 のとおりとする。

(イ) 口述試験は、筆記試験に合格した者について、専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等に関する面接及び事前に提出された技術的体験論文に係る専門知識、課題解決能力等に関する面接を行い、林業普及指導員として必要な能力を有するか否かの審査を行う。

5 合否判定

林業一般及び地域森林総合監理の区分ごとに実施した筆記試験及び口述試験の全てに合格した者を試験に合格した者とする。

6 試験免除の取扱い

別表 3 の左欄の者については、同表右欄の試験を免除する。

7 地域森林総合監理区分に合格した者の登録

林野庁長官は、4 の（2）に合格した者を森林総合監理士として登録し、本人の了承を得た事項について公開するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、審査課題の作成、成績の判定その他試験の実施に関し必要な事項は、試験審査委員会の意見を聞いて、林野庁森林整備部研究指導課において定める。

別表 1

区分	試験方法	科目	審査項目	備考
林業一般	筆記	一般基礎	①森林・林業に関する基礎的な技術知識及び普及指導に関する知識を択一式で審査	別表 2 から 1 分野を選択
		専門	②森林・林業に関する専門的な技術・知識を択一式で審査	
			③森林・林業に関する専門的な技術・知識及び課題解決能力を小論文式で審査	
	口述		④専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等を面接で審査	
地域森林 総合監理	筆記	一般基礎	⑤森林・林業に関する基礎的な技術知識及び普及指導に関する知識を択一式で審査	別表 2 から 1 分野を選択
		専門	⑥森林・林業に関する専門的な技術・知識を択一式で審査	
			⑦森林・林業に関する専門的な技術・知識及び課題解決能力を小論文式で審査	
	口述		⑧専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等を面接で審査	
	筆記	総合専門（適性）	⑨森林経営等の個別分野を横断した総合的で基本的な知識を択一式で審査	
		総合専門（課題解決）	⑩森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解能力を択一式で審査	
			⑪森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解能力を記述式で審査	
	口述		⑫技術的体験論文に係る専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等を面接で審査	

別表 2

分 野	範 囲
森 林 経 営	1 森林計画、森林評価、林業金融、税制、産地形成 その他林業経営に関すること 2 保安林、環境保全林、森林災害その他森林の公益 的機能に関すること
施 業 技 術	1 森林生態、林木の育種、育苗、森林土壌、森林の 更新、保育その他造林に関すること 2 森林、苗畑の病虫獣害その他森林保護に関するこ と 3 林業機械・器具の開発、改良、合理的使用、安全 衛生、林内路網の整備その他林業機械に関すること
林 産	1 木材の性質、木材加工、林産化学、木材の利用・ 流通、木材・木製品製造業等の経営その他木材に関 すること 2 食用きのこ、特用樹木その他の特用林産に関する こと

別表 3

左 欄	右 欄
林業改良指導員資格試験（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項）の合格者	別表 1 の審査項目①及び⑤に掲げる試験
前年度に試験の林業一般区分筆記試験を合格した者	別表 1 の審査項目①、②及び③に掲げる試験
前年度に試験の地域森林総合監理区分筆記試験を合格した者	別表 1 の審査項目⑤、⑥、⑦、⑨、⑩及び⑪に掲げる試験
林業普及指導員資格合格者 （林業専門技術員資格試験合格者を含む）	別表 1 の審査項目⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる試験
技術士法（昭和58年法律第28号）第32条第1項による技術士（森林部門）の登録を受けている者	別表 1 の審査項目⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる試験
一般社団法人日本森林技術協会理事長の定める林業技士の登録を受けている者	別表 1 の審査項目⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる試験
国有林野事業の森林の整備・保全に係る業務に総括森林整備官等の指導的な立場に従事した職歴を有していること、かつ、林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間が15年以上あることを所属の長（退職者にあつては、退職時の所属の長）が推薦し林野庁長官の認定を受けた者	別表 1 の審査項目⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる試験
技術士法（昭和58年法律第28号）第32条第2項による技術士補（森林部門）の登録を受けた者	別表 1 の審査項目⑤に掲げる試験

【Ⅶ. 様式集】

受験番号

令和7年度林業普及指導員資格試験提出書類一覧

氏 名		
受 験 区 分 (希望する区分にチェック ☑してください。)	☐ 林業一般 ☐ 地域森林総合監理 ☐ 林業一般と地域森林総合監理を併せて受験	
筆記試験会場希望地 (いずれかに○してください)	北海道・岩手県・福島県・群馬県・東京都・愛知県 大阪府・岡山県・福岡県・熊本県	
地域森林総合監理区分口述試験会場希望地 (いずれかに○してください)	北海道・岩手県・東京都・愛知県・岡山県・福岡県 熊本県	
学 歴 等 区 分 (いずれかに○してください)	大学院等・大学等・短期大学等・高等学校等	
(該当するものに○してください)	林業改良指導員資格試験合格者	
	前年度試験の林業一般区分筆記試験合格者	
	前年度試験の地域森林総合監理区分筆記試験の合格者	
	林業普及指導員資格試験合格者 (林業専門技術員資格試験合格者を含む)	
	技術士(森林部門)の登録を受けている者	
	林業技士の登録を受けている者	
	国有林野事業の森林の整備・保全に係る業務に総括森林整備官等の指導的な 立場で従事した職歴を有していること、かつ、林業に関する技術についての 普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間が15年以上あることを所属の長(退職者にあつては、退職時の所属の長)が推薦し林 野庁長官の認定を受けた者	
	技術士補(森林部門)の登録を受けた者	

提出書類一覧表

チェック	提出書類名	書類提出が必要な者	必要部数
☐	表紙(本票)	必須(全員)	1部
☐	受験願書	必須(全員)	1部
☐	受験資格証明書	必須(全員)	1部
☐	卒業(修了)証明書	必須(全員)	1部
※	☐ 受験資格認定書	外国での学歴、職歴のある者で、受験資格の認定を受けた者	1部
※	☐ 改姓又は改名したことを証明する戸籍抄本など	受験願書の氏名と卒業証明書等の氏名が異なる者	1部
※	☐ 試験の一部免除等を受ける要件を証明出来る書類 (林業改良指導員資格試験の合格証書や技術士の登録証の写しなど)	試験の一部免除等を受けようとする者	1部
☐	履歴書	必須(全員)	1部
※	☐ 履歴書その2	森林・林業に関する論文、著書その他の業績を有する者	1部

※の書類は該当者のみ添付すること

受 験 願 書

農林水産大臣 殿

林業普及指導員資格試験（区分： ）を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名

※受 験 番 号				写 真 (縦45mm×横35mm)
ふ り が な				
氏 名				
本籍都道府県				
生 年 月 日		年 月 日		
連 絡 先	自 宅	住 所		
		電話番号		
	勤務先等の 連絡先	名 称		
		電話番号		

注意事項

- ※は、空欄とすること。
- 6箇月以内に無帽で正面から撮影した顔中心の人物配置の写真を貼付すること。

※受験番号

受 験 資 格 証 明 書

氏 名

- 1 国、地方公共団体その他法人の試験研究機関における林業に関する試験研究に従事した期間及び勤務先（森林法施行規則第91条第1項第1号イ関係）

時 期	期 間	勤務先
年 月～ 年 月	年 か月	
計	年 か月	

- 2 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又はこれと同等以上の教育機関における林業に関する教育に従事した期間及び勤務先（森林法施行規則第91条第1項第1号ロ関係）

時 期	期 間	勤務先
年 月～ 年 月	年 か月	
計	年 か月	

- 3 国、地方公共団体その他法人における林業に関する技術の普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間及び勤務先（森林法施行規則第91条第1項第1号ハ関係）

時 期	期 間	勤務先
年 月～ 年 月	年 か月	
計	年 か月	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所属長職名
氏 名

注意事項

※は、空欄とすること。

※受験番号

履 歴 書

1 基本事項

令和 年 月 日現在

ふりがな			写 真 (縦 45mm×横 35mm) * 6 箇月以内に無帽で正面から撮影した顔中心の人物配置の写真を貼付すること。
氏 名			
性 別	(該当するものに○を記入) 男 女		
生年月日	(西暦) 年 月 日 (満 歳)		
本籍都道府県名			
住所	〒		
所 属	職場のある都道府県		
	職場名		
	役職名		

2 学 歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年 月		

3 職 歴

勤務期間	勤務機関名	職名、係名	職務内容
年 月から 年 月まで			

※は、空欄とすること。

履 歴 書（その２）

氏名	
----	--

1 論文・発表等の業績

(1) 論文

発表題名	発表年月	掲載誌名

(2) 雑誌投稿・著書

分類	発表題名	発刊年月	掲載誌名（出版社）

(3) 発表・講演等

分類	発表題名	発表年月	発表場所

2 その他業績

--

※は、空欄とすること。